

東京医科歯科大学医学部附属病院脳死判定に関する委員会規則

平成16年4月1日
規則第230号

(設置)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に東京医科歯科大学医学部附属病院脳死判定に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本院における臓器提供を前提とした脳死の判定を適正に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 神経内科長、脳神経外科長、麻酔・蘇生・ペインクリニック科長、集中治療部長及び救命救急センター長

(2) 本院に常勤する医師で、脳死に関する十分な知識と経験を有する者 若干名

2 前項第2号の委員は、病院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員の互選により選出する。

2 委員長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長により指名された委員がその職務を代行する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員より指名された者（以下「代理者」という。）がその職務を代行する。

7 前項の規定による代理者は当該委員会において委員とみなす。

(脳死判定)

第5条 脳死判定は、東京医科歯科大学医学部脳死判定基準（昭和63年9月21日制定）に基づき行う。

2 第7条に規定する脳死判定医全員の判断が一致した場合に脳死と判定する。

(脳死判定登録医)

第6条 委員会に本院に常勤する脳神経外科医、神経内科医、救急医、麻酔・蘇生・ペインクリニック科・集中治療医又は小児科医であって、それぞれの学会専門医又は学会認定医の資格を持ち、かつ脳死判定に関して豊富な経験を有する者を脳死判定登録医として登録するものとする。

(脳死判定医)

第7条 脳死判定医は、当該患者及び摘出した臓器の移植に関係する医師の属する診療科又は中央診療施設等以外に属する脳死判定登録医の中から委員会が選出した複数の診療科及び中央診療施設等の医師2名以上とする。

(脳死判定の申請、結果の通知及び記録)

第8条 脳死判定の申請は、当該診療科長又は当該中央診療施設等の部長を経由して委員長に行うものとする。

2 委員長は、前項の申請を受理したときは、速やかに当該診療科長及び主治医等から説明を求め、次の各号に掲げる事項を審議決定するものとする。

(1) 脳死判定を行うことの適否

(2) 脳死判定医の選出

(3) その他当該脳死判定に必要な事項

3 委員長は、前項の事項について審議した結果、脳死判定を行うことを決定したときは、速やかに脳死判定医に脳死判定を依頼するものとする。

4 依頼を受けた脳死判定医は、速やかに審査判定し、その結果を委員長に報告しなければならない。

5 判定の結果に疑義が生じたときは、委員会において審査する。

6 委員長は、判定結果を直ちに申請者に通知しなければならない。

7 委員長は、判定の申請及び判定結果を委員会に報告し、記録に留めなければならない。

(臨床倫理審査委員会との関連)

第9条 脳死判定に関し倫理上の問題を生ずる恐れのある場合は、臨床倫理審査委員会に諮るものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、医学部附属病院事務部医事課で行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月17日規則第72号)

この規則は、平成22年11月17日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則 (平成23年2月7日規則第9号)

この規則は、平成23年2月7日から施行する。

附 則 (平成23年4月15日規則第53号)

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年8月1日規則第90号)

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則 (平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月20日規則第79号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。